

入札説明書

この入札説明書は、令和6年4月4日に告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

鷹栖町長 谷 寿男

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 北鷹栖団地建替工事（本体）
- (2) 工事場所 北海道鷹栖町
- (3) 工事期間 契約締結日から令和6年10月31日まで
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は特定建設工事共同企業体で主な要件は次のとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 発注工事の対応する令和5年度及び令和6年度における競争入札に必要な資格等に規定する建築工事業の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を申請していること。

イ 代表者は、アの資格審査の際における建築工事で経営規模等評定結果・総合評定値が、920点以上、その他の構成員は700点以上であること。

ウ 入札執行の日までの間に、鷹栖町の競争入札参加者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の鷹栖町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

オ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者とすること。

カ 上川管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

キ 代表者は、過去5年間に、本工事と同種又は類似すると認められる工事を元請として施工した実績を有する者であること。（国、地方公共団体発注の公共施設、延床面積500㎡以上の建築工事）

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が30%以上の場合のものに限る。

ク 代表者は、イの経営規模等評定結果・総合評定値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

ケ 構成員の数は、2社以上であること。

コ 本工事の入札に参加する構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

サ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

- シ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ス 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
- セ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、スにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(4) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(5) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

ウ 配置予定技術者調書

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書

イ 委任状

(3) 提出期間

令和6年4月5日(金)から令和6年4月16日(火)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出場所

北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
北海道鷹栖町役場 建設水道課管理係
電話番号0166-74-3312 内線272

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。郵送する場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便のいずれかの方法で、(3)の提出期間内に到着していること。

(6) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とするとはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

(ア) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合

b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

イ 申請書類の提出後、CORINS等により配置予定技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認め、配置予定技術者の変更を承認した場合を除く。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年4月19日（金）付けで書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和6年4月23日（火）までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

北海道鷹栖町役場 建設水道課管理係

(2) 理由の説明は、説明を求められることのできる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

北海道鷹栖町役場 建設水道課管理係

電話番号0166-74-3312 内線272

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

鷹栖町役場 3階委員会室A（送付による入札は認めない。）

(2) 入札日時

令和6年5月8日（水） 午前8時45分

(3) その他

入札の執行に当たっては、町長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に鷹栖町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、鷹栖町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

11 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができる。

ア 閲覧期間

令和6年4月8日(月)から令和6年5月7日(火)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 閲覧場所

鷹栖町ホームページに掲載

掲載ページ：

ホーム>行政サイト>まちづくり>入札・契約>設計図書等縦覧（一般競争入札）

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和6年4月8日(月)から令和6年4月30日(火)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

郵便番号071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

北海道鷹栖町役場 建設水道課管理係

(3) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和6年4月8日(月)から令和6年5月7日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 閲覧場所

鷹栖町ホームページに掲載

掲載ページ:

ホーム>行政サイト>まちづくり>入札・契約>設計図書等縦覧(一般競争入札)

1.4 支払条件

前金払

契約金額の4割に相当する額以内を前金払する。

また、2割に相当する額を中間前金払する。

1.5 契約書作成の要否

必要とする。

1.6 落札者の決定方法

この契約は、鷹栖町財務規則(昭和46年8月1日公布)第112条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

1.7 設計金額等

(1) 設計金額 事後公表とする。

(2) 最低制限価格 設定している。

(3) 入札の執行回数は、原則3回までとする。

(4) 初度の入札執行時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

1.8 その他

(1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第115条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札に参加する者は、鷹栖町ホームページ掲載の建設工事競争入札心得を承知すること。
掲載ページ:

ホーム>行政サイト>まちづくり>入札・契約>競争入札心得・入札参加時の提出書類

(3) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴収及び公正取引委員会への通報を行なうことがあります。

また、契約締結後に入札談合の事実が認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。